



## 医療法人本体の事業と連動させた 大局的な高専賃運営が肝要

現在、当社では、療養病床の転換を考えている医療法人に対するコンサルティング案件にも対応している。高専賃は、医療法人による新しい事業機会として期待できるが、コンサルタントの立場から高専賃事業を評価するうえでは、2つのポイントがある。

その第1は、医療法人本体の経営と連動し、「付加価値」を高める事業展開を推進することだ。賃貸借事業による収益のみで判断するのではなく、介護や医療サービスの提供といった付加部分からの収益、逆に言えば、家賃収入に加え、外来診療報酬や介護報酬といった病院本来の収益確保をめざす事業運営が肝要だ。その意味では、高専賃を活用したベッドコントロール等の検討が必要になる。昨今、課題として突きつけられている療養病床の転換方法の1つとして、高専賃に注目する向きもあるが、「単純に病室等を高専賃に転換する」というよりも、あくまで、「事業自体の転換」という考え方のとら、療養病床削減後の新規事業としてとらえるほうが現実的だろう。

第2は、「制度リスク」を回避した事業設計である。特に、2年半後に予定される、参酌標準の見直しによる介護保険適用の「特定施設」枠の拡大は、1

つの大きな課題である。適合高専賃の要件を具備していれば、同施設への移行が可能になるため、高専賃事業を過渡的措置と位置づけた事業計画にもとづき、実際の建物等の設計を予め実施することも一手である。

ただし、適合高専賃には、共有スペースを設けるなど各種の建築要件が設定されているため、そのため、建築コストやランニング・コストがその分増加し、短期的な高専賃事業での利益率は下がると思われる。また、あえて別の観点を示せば、今後は介護保険の点数も全般的に低下していく可能性があることから、特定施設への参入を加味しない事業展開も選択肢の1つとなる。もともと、賃貸収入は、病院にとって「保険制度に依存しない収入」であり、その意味では、高専賃運営は度重なる法改正など、「制度リスク」の影響を低減する事業とも言え、事業のポートフォリオ化を図るうえでは、有効な手段となる。

賃貸住宅運営業として、入居者募集・家賃入金管理・建物の維持等のノウハウも必要となるが、医療機関の運営する高専賃においては、特定の疾患や後遺症を持つ入居者を前提に、「病院を核に医療・介護・福祉をトータルでプロデュースする」といった事業コンセプトにより、一般の高齢者向住宅との差異化を図ることが重要となる。

A Q .. 高専賃運営に際して、施設は新築と改築のどちらが良いでしょうか。  
A .. 金融機関等によるオーソドックスな資金調達では、建築コストを極力抑えることが求められます。そのため、新築にこだわらず、改築を選択するのもベターな方法ですが、不動産物件によっては、廊下幅の改定等、容易に解決できない建築上の制約があり、「改築でも、結果的に新築の場合とコストに大差がなかつた」というケースも、往々にして生じています。特に高専賃の場合は、いわゆる「高級有料老人ホーム」とは異なる所得層が入居する可能性が高いため、家賃負担や管理費負担を一定額に抑える必要があることから、「新築か」「改築か」ではなく、コストの抑制を第1の目標にすべきです。

**Q .. 「高専賃を、将来的に有料老人ホームへ転換できる可能性がある」との話を耳にしました。どのような仕組みなのでしょうか。**

**A .. 「適合高専賃」の場合、1年前と比べ、徐々に各都道府県窓口による将来的対応として、要介護者対策に耐えられるだけの施設設備が求められる傾向にありますので、「住宅型有料老人ホーム」も選択できる物件も増えています。**

有料老人ホームの場合、老人福祉法29条の届出とともに伴う事前相談、協議などを必要となり、着工前に既に開設できるほどの準備を強いられます。一方、適合高専賃の場合も、同29条の届出は必要ないものの、設置の自由度は以前ほどではなくなっています。最終的には、「どの層の入居者を募集するか」といった事業運営の方向性決定に集約されますが、有料老人ホームにも転換可能な運営状況をシミュレーションでいえば、入居率にも反映されるはずです。

なお、有料老人ホームを前提とするには、実際問題として、①スプリンクラーの設置や廊下幅の考慮など、先に準備すべきハードウェア対策、②後日生じる入居者との契約形態変更等(賃貸借契約からの変更)のソフトウェア対策——が、必要になります。

**A Q .. 不動産賃貸に関して、家主としてどのような法律を知っておくべきでしょうか。**  
A .. 不動産の賃貸契約に関しては、民法の特別編として「借地借家法」が制定されています。元来、同法は文字どおり「土地や建物の賃貸借関係」に関して、主に「賃借人(借地人、借家人、店子など)」の権利保護を目的に制定された経緯がありますが、貸す側(賃貸人)の権利を規定している部分も多く、貸主にとても重要な法律と言えます。